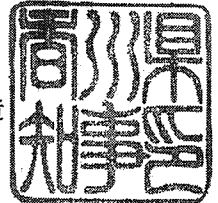


4水産第209680号  
令和4年7月12日

香川海区漁業調整委員会

会長 北尾登史郎 様

香川県知事 浜田 恵 造



まきえ釣り漁業許可の公示について(諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置  
別添資料のとおり
- 2 許可の条件  
別添資料のとおり
- 3 許可の有効期間  
許可日から令和4年12月31日
- 4 申請期間  
令和4年7月21日～同年7月27日



1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
まさえ釣り漁業	塩飽諸島地先海面	6月1日から 12月31日まで	1	与島、本島、多度津町高見に漁業の根拠地を有する者

2 許可の条件

- (1) 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。
- (2) 前項に違反したときは、この許可を取り消すことがある。
- (3) 漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。



## まきえ釣り漁業許可の公示について

### 1 趣旨

今般、与島漁協から、自組合員が平成16年12月31日まで受けていた自身の許可を活用し、再びまきえ釣り漁業を営みたいとして、当該漁業許可の要望があった。

当該漁業許可は有効期間満了から10年以上経過した許可であるが、与島漁協に当該操業区域内で操業している現業者がおり、再度1統が参入しても、当該漁法の特性上、資源や周辺の漁業への影響は軽微であると考えられること、また問題があれば同漁協が責任をもって対処する旨の要望書が提出されていることから、漁業調整上問題がないものと認められるため、新たに許可の公示を行うもの。

### 2 許可の公示内容

裏面のとおり

### 3 今後のスケジュール

7月20日 海区漁業調整委員会（公示内容の諮問）

→答申後、速やかに許可の公示

7月21日から7月27日まで 申請受付

7月28日以降 許可証交付



許可の公示内容

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
まさえ釣り漁業	塩飽諸島地先海面	6月1日から 12月31日まで	1	与島、本島、多度津町高見に漁業の根拠地を有する者

(参考) 許可の条件

- (1) 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。
- (2) 前項に違反したときは、この許可を取り消すことがある。
- (3) 漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。

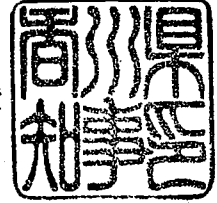




4 水産第 212128 号  
令和 4 年 7 月 13 日

香川海区漁業調整委員会  
会長 北尾 登史郎 様

香川県知事 浜 田 恵 造



海区漁場計画の作成について(諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第64条第4項及び第86条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

1 免許の内容となる事項

- (1) 漁場の位置及び区域
- (2) 漁業の種類
- (3) 漁業時期
- (4) 存続期間
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別
- (6) 関係地区

別添海区漁場計画のとおり

2 条件

別添海区漁場計画のとおり

3 保全沿岸漁場について

なし

計画番号 区第450号 (ひじき)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町坂手瀬戸地先

イ 点の位置

基点 A 瀬戸海岸西端の突堤突端

〃 B 大角鼻北の高頂 (160メートル)

〃 C 瀬戸海岸西から二つ目の突堤突端

〃 D 馬戸防砂堤基部 (東から4本目)

〃 E 小島南東端

〃 F 小島南の高頂

点 イ AからB見通し線とCからE見通し線との交差点

〃 ロ AからB見通し線とFからE見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Cイ、イロ、ロDの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

第一種区画漁業

名 称	漁 業 時 期
ひじき養殖業	12月1日から翌6月30日まで

(3) 存続期間 令和4年12月1日から令和5年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

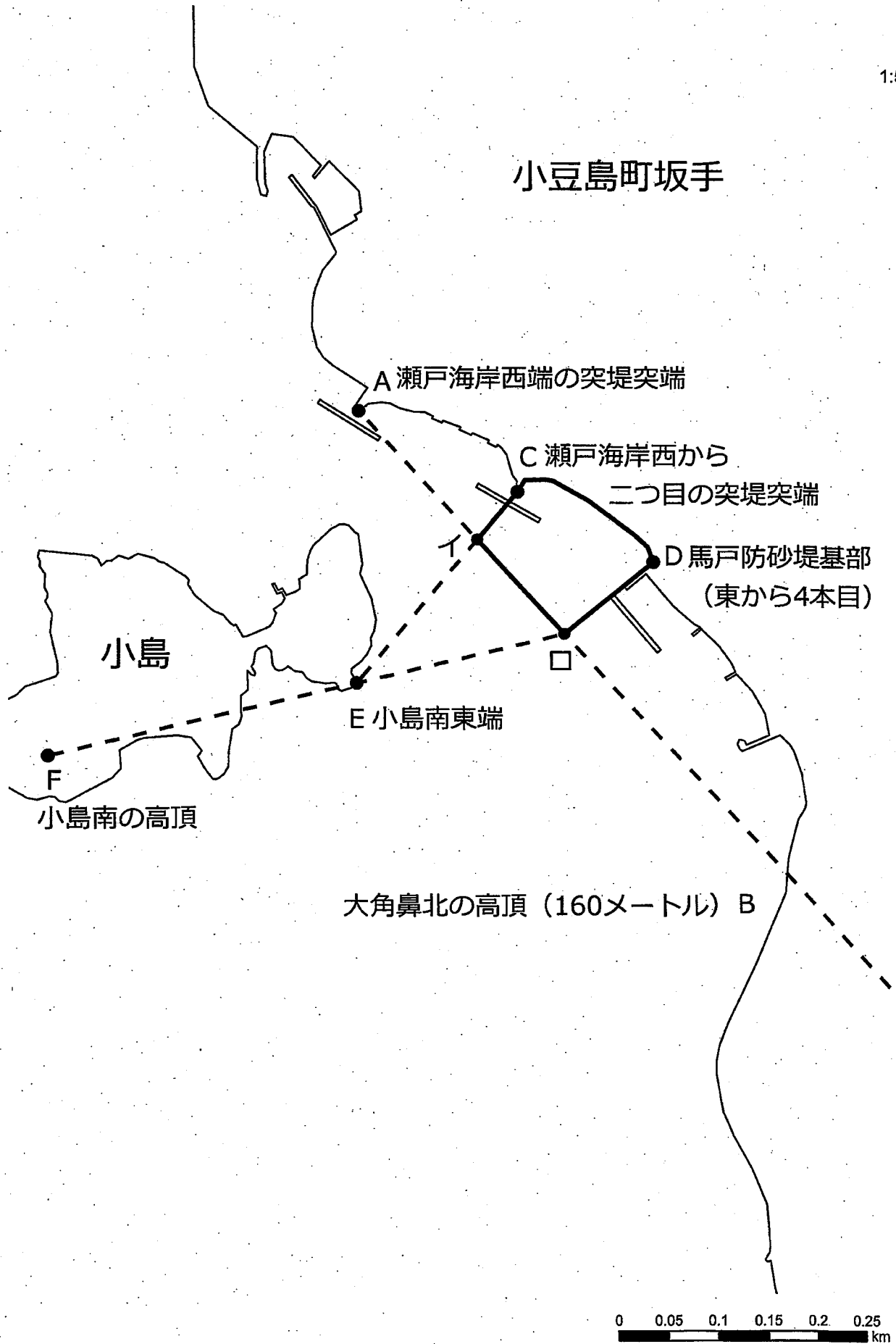
ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 小豆郡小豆島町坂手



# 小豆島町坂手



計画番号 区第 451 号 (ひじき)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町田浦地先

イ 点の位置

基点 A 大岳鼻

〃 B 塩谷鼻東端

ウ 漁場の区域 直線 A B と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

第一種区画漁業

名 称	漁 業 時 期
ひじき養殖業	12月1日から翌6月30日まで

(3) 存続期間 令和4年12月1日から令和5年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

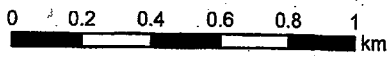
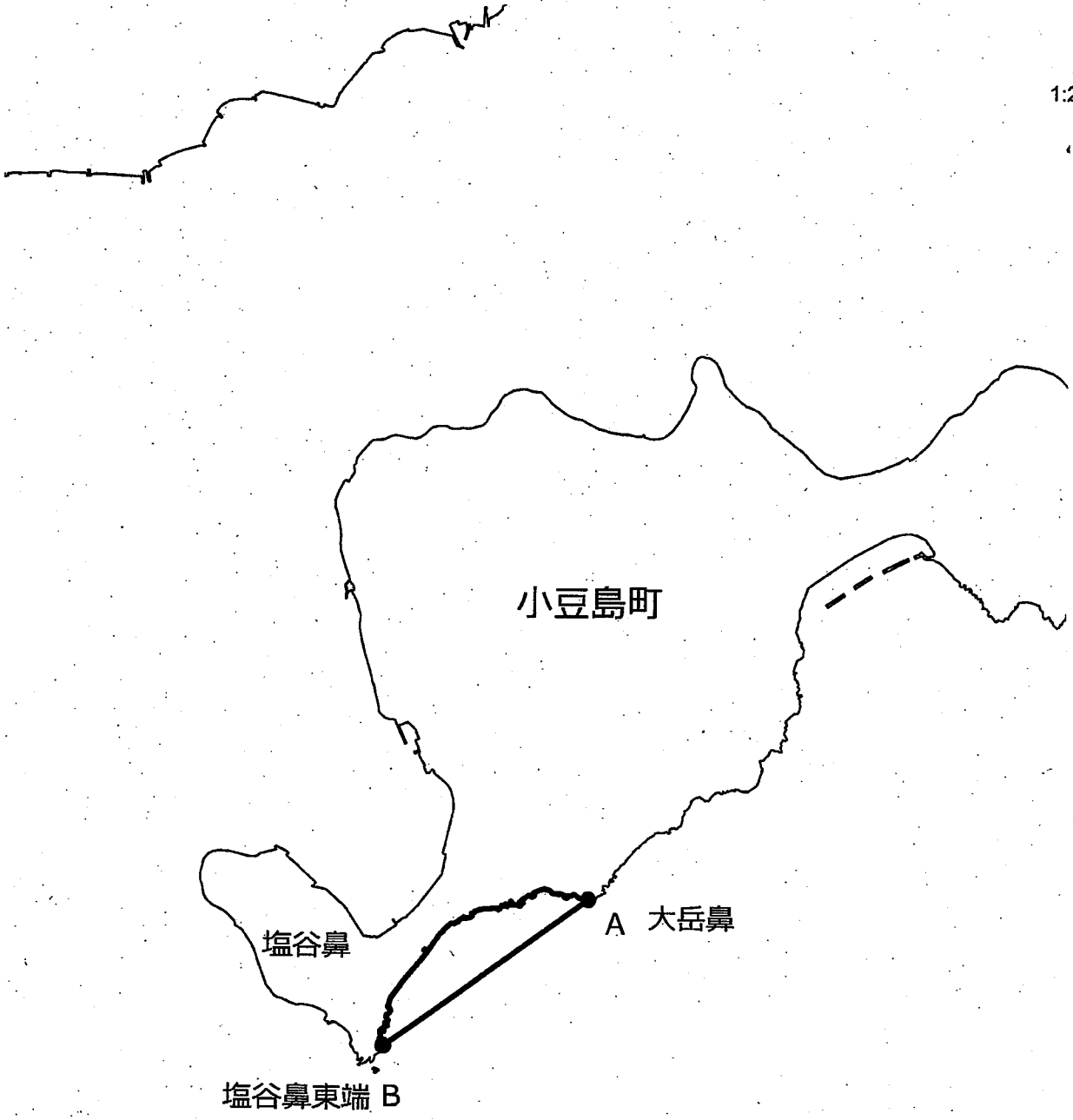
ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 小豆郡小豆島町苗羽、田浦、西村



計画番号 区第 452 号 (ひじき)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町蒲生地先

イ 点の位置

基点 A 旧孔雀園の鼻

〃 B 沖の鼻

〃 C 井上誠耕園研修センターの鼻

〃 D 旧二生村、三都村池田湾側境界

点 イ AとBを結ぶ直線上のAから 200 メートルの点

〃 ロ CとDを結ぶ直線上のCから 100 メートルの点

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

第一種区画漁業

名 称	漁 業 時 期
ひじき養殖業	12月1日から翌6月30日まで

(3) 存続期間 令和4年12月1日から令和5年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

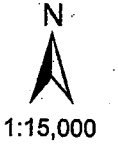
ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

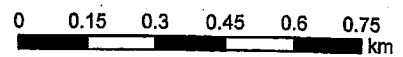
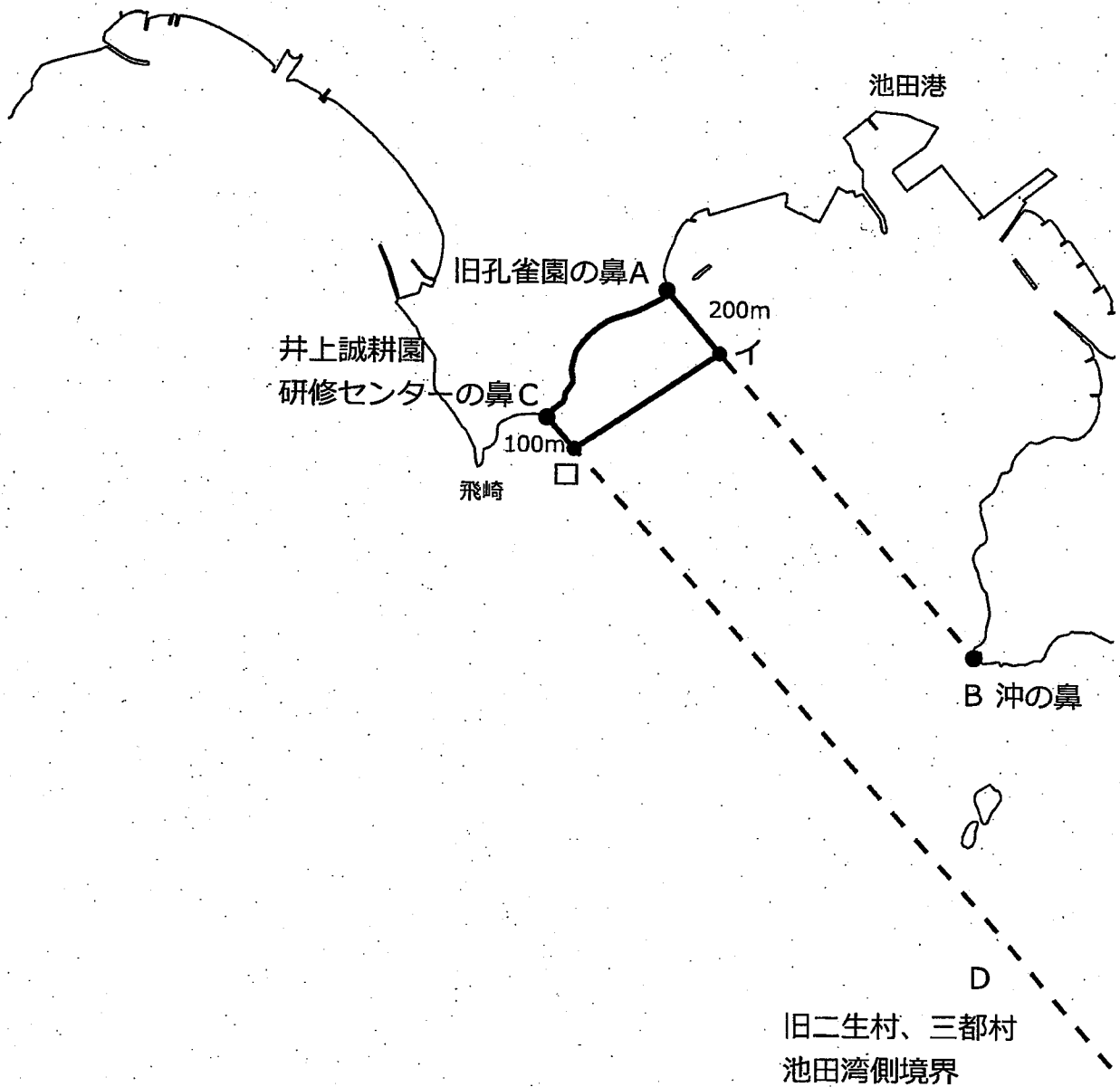
ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 小豆郡小豆島町蒲生



# 小豆島町



計画番号 区第453号 (ひじき)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町室生地先

イ 点の位置

基点 A 小豆島ふるさと村護岸西側屈曲部

〃 B 観音崎西端

〃 C 沖の鼻

〃 D 旧二生村、三都村池田湾側境界

点 イ AとBを結ぶ直線上のAから100メートルの点

〃 ロ CとDを結ぶ直線上のCから150メートルの点

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

第一種区画漁業

名 称	漁 業 時 期
ひじき養殖業	12月1日から翌6月30日まで

(3) 存続期間 令和4年12月1日から令和5年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、  
正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 小豆郡小豆島町室生





# 小豆島町

小豆島ふるさと村  
護岸西側屈曲部

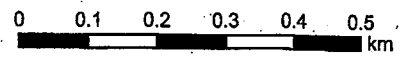
沖の鼻 C

150m

A 100m

B  
観音崎西端

旧二生村、三都村 D  
池田湾側境界



計画番号 区第454号 (ひじき)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町神浦地先

イ 点の位置

基点 A 株式会社サヌキ施設跡前護岸屈曲部

〃 B 長者鼻高頂

〃 C 崩鼻西北端

〃 D あおぎ鼻

点 イ AとBを結ぶ直線上のAから150メートルの点

〃 ロ CとDを結ぶ直線上のCから200メートルの点

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

第一種区画漁業

名 称	漁 業 時 期
ひじき養殖業	12月1日から翌6月30日まで

(3) 存続期間 令和4年12月1日から令和5年9月30日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、  
正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

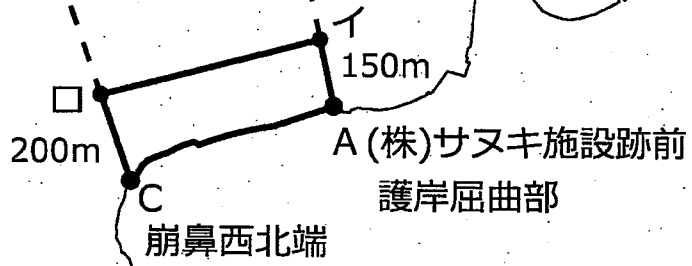
(6) 関係地区 小豆郡小豆島町神浦



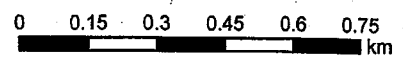
小豆島町

B 長者鼻高頂

D  
あおぎ鼻



地藏崎灯台





## 事務手続きスケジュール（予定）

### (1) 海区漁場計画の作成

R4. 5 : 土木関係課への協議、関係機関との調整

R4. 5. 24 : 海区漁業調整委員会（事前協議）

R4. 5. 25～6. 27 : 利害関係者の意見聴取（県 HP で公表、資料の閲覧）

R4. 6. 28 : 意見聴取の結果を県 HP で公表

R4. 7. 20 : 海区漁業調整委員会へ「海区漁場計画案」について諮問

R4. 8 下旬 : 公聴会、海区漁業調整委員会 ⇒ 知事へ答申

公示（県 HP※）、通知

※免許予定日（R4. 12. 1）、免許申請期間の設定

### (2) 漁業の免許及び漁業権行使規則の認可

R4. 10 下旬 : 免許申請、漁業権行使規則の認可申請

R4. 11 中旬 : 海区漁業調整委員会へ「免許の申請」について諮問

R4. 11 下旬 : 海区漁業調整委員会 ⇒ 知事へ答申

R4. 12. 1 : 免許状公布・行使規則認可、公示（県 HP）、通知

